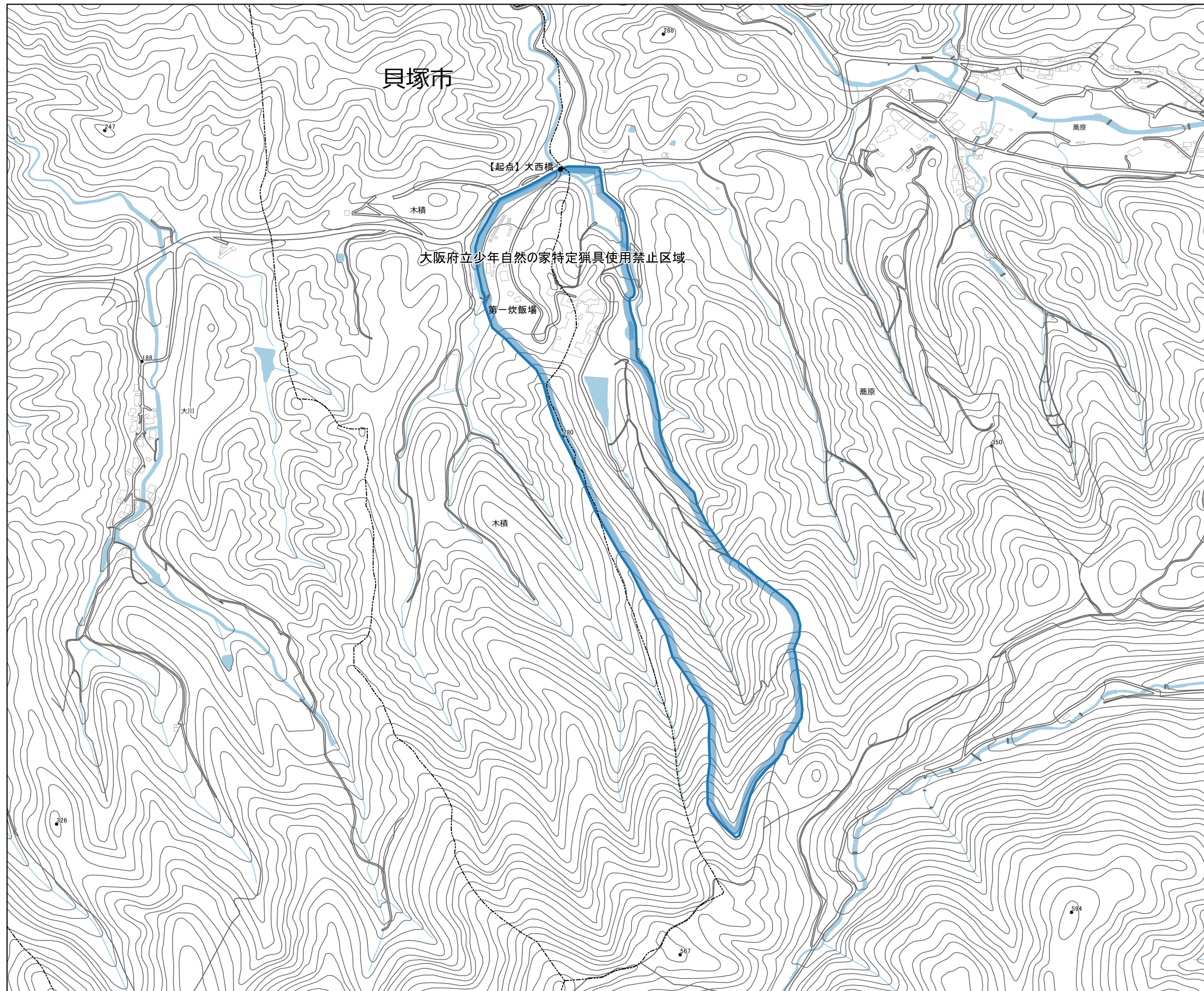


57 大阪府立少年自然の家特定猟具使用禁止区域

1:5000

0 100 200 300 m



【全体図】



【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】

貝塚市木積の市道馬場新蕎原大橋線の大西橋を起点とし、道路を100メートル東進、そこから南へ林道秋山線、溪流の道、東登山道を経て展望台に至る。そこから200メートル南西に進んだところで中登山道との交差に至り、さらに西登山道を尾根伝いに1350メートル北進し、第一炊飯場に至る。そこから北東へ500メートル道沿いに進んだところで終点大西橋に至る、大阪府立少年自然の家の敷地全域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。